

発行／美郷町役場 編集／総務課 秘書広報班
〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
美郷町ホームページ <https://www.town.misato.akita.jp>
美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

次回の「広報お知らせ版」は3月14日(金)発行予定です。

運送事業者等エネルギー価格高騰対策 支援金を給付します

ガソリン等のエネルギー価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対し、経営への影響緩和を図ることを目的に、支援金を給付します。

対象者 ●町内に事業所を有する道路運送事業等を営む中小企業者または個人事業主

給付要件 ●下記要件をすべて満たすこと

- ①申請時点において、道路運送事業等に必要な許可または認定をすべて有していること
- ②申請後においても、町内で道路運送事業等を継続する意思を有していること
- ③町税等の滞納がないこと

給付額・対象車両 ●

道路運送事業等	給付額	対象車両
貨物自動車運送事業 (トラック・運送事業)	1台 当たり 1万円	・事業の用に供するもの(リース車両含む) ・町内事業所に配置され、自動車車検証が有効であるもの
一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス事業)		
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー事業)		
自動車運転代行業		

申請方法 ●

申請書類を町商工観光交流課へ提出してください。申請書類は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。また、町オンライン手続きから電子申請も可能です。下記URLまたは右記二次元コードから申請してください。

<https://logoform.jp/form/6mUw/880713>

申請書類 ●

- ①給付申請書(様式第1号)
- ②給付対象車両一覧(様式第2号)
- ③運輸局からの運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書などのいずれか(自動車運転代行業については都道府県公安委員会の認定書)の写し
- ④対象車両の車検証の写し

※自動車運転代行業については、認定車両の写真(車体に掲示する認定番号が確認できるもの)の提出が必要となります。

申請期限 ●3月10日(月)

☎ 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

低所得世帯を対象とした給付(助成)事業の お知らせ

①美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金 (冬季給付)

町では、エネルギー・食料品等の価格高騰による影響が続いていることから、経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給します。

対象世帯 ●令和6年12月13日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている非課税世帯

※世帯全員が、住民税を課税されている方の扶養になっている場合は、支給対象外となります。

給付内容 ●・1世帯につき30,000円

・「こども加算」として、平成18年4月2日以降に出生した児童1人につき20,000円

※いずれも世帯主に支給されます。

②美郷町灯油購入費緊急助成事業

昨今の灯油価格高騰が家計を圧迫していることから、経済的負担の軽減を図るため灯油購入費の助成を行います。

対象世帯 ●令和6年12月13日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている、令和6年度個人住民税所得割が課されていない方のみで構成される世帯

※この場合の所得割は、定額減税前のものを指します。

※次の場合は支給対象外となります。

- ・世帯全員が住民税を課税されている方の扶養になっている場合
- ・世帯全員が施設入所または長期入院中などで住所地に生活実態がない場合

助成内容 ●1世帯につき6,000円

その他 ●自宅に住所を置いたまま施設入所等している世帯にも申請書が届く可能性もありますが、対象になりませんのでご了承ください。

①②共通事項

手続方法 ●2月初旬、対象と見込まれる世帯宛てに確認書類を送付しています。要件等を確認して必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

提出期限 ●3月7日(金) 期限厳守

※美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(冬季給付)の「こども加算」について、令和6年12月14日以降に出生した児童に係るものは、7月31日(木)まで受け付けます。

☎ 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907